

生活年金共済のご案内

生活年金共済(年金払特約付障害特約付団体定期保険)

特定疾病保障保険(代理請求特約[Y]付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

第42回の新規加入・変更の申込みを受け付けます。 申込みは年に一度、この時期だけです。

PR期間: 令和7年8月21日～令和7年10月24日 保険期間: 令和8年2月1日～令和9年1月31日

「生活年金共済」は、横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）の会員相互扶助を目的に、互助会会員（※）とその配偶者だけが加入できる1年更新の団体保険です。

※横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方

第42回(令和8年)のポイント

New

① 特定疾病保障保険が新設されました!

悪性新生物(がん)や急性心筋梗塞、脳卒中などの「特定疾病」の保障を、新制度で備えることができるようになりました!

これからは、生活年金共済と組み合わせることで特定疾病に備えられます!

これまで

生活年金共済

死亡・高度障害を保障

+

New

特定疾病保障保険

- 悪性新生物(がん)
 - 急性心筋梗塞
 - 脳卒中
- などを保障

② 会員（育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く）の方が加入できます。 暫定再任用会員の方についても、新規加入・増額のお手続きができます。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP13～P14に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

責任開始期
(加入日)

令和8年2月1日(日)

申込締切日

令和7年10月24日(金)

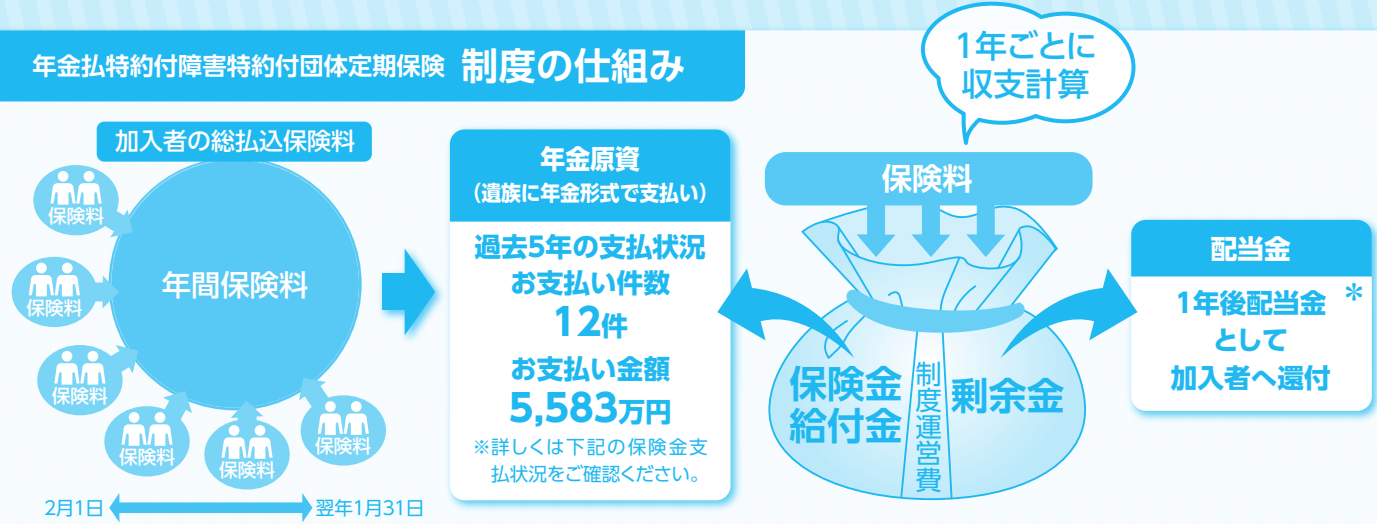
横浜市立学校教職員互助会

〈加入手続き等に関する問い合わせ先〉

明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部

TEL045-253-3431(担当 田中・石塚) 受付時間:9:00～17:00(土日祝除く)

年金払特約付障害特約付団体定期保険 制度の仕組み



この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
 配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。
 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
 ※第40回（令和6年度）配当実績 約24.4%
 （ただし、特定疾病保障保険については配当金はありません。）

年金払特約付障害特約付団体定期保険 保険金支払状況

令和2年度(第36回)	令和3年度(第37回)	令和4年度(第38回)	令和5年度(第39回)	令和6年度(第40回)
2件 600万円	4件 3,330万円	2件 63万円	4件 1,590万円	0件 0万円

制度の特長

●配当金の還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金としてお支払いします。
 （ただし、「特定疾病保障保険」については配当金はありません。）

●お手ごろな保険料で大きな保障

加入規模が大きくなると保険料がお手ごろになります。

●お申込みは、簡単な手続きで医師等の診査は不要（告知書扱）です

●1年ごとにコースの見直し可能

生活設計に合わせて毎年変更ができます。

制度一覧

	特長	加入対象区分
生活年金共済	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金※を（一時金または年金形式にて）お支払いします。 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金※をお支払いします。 ※障害保険金、障害初期給付金については本人のみ	本 人 配偶者
特定疾病保障保険	特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。また、特約を付加することで、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	本 人 配偶者

加入資格

生活年金共済

本 人…横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方
 配偶者…本人の配偶者（戸籍上の婚姻関係にある者）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

特定疾病保障保険

本 人…横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満14歳6ヵ月を超え、65歳6ヵ月までの方（継続は70歳6ヵ月まで）
 配偶者…本人の配偶者（戸籍上の婚姻関係にある者）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満18歳以上、65歳6ヵ月までの方（継続は70歳6ヵ月まで）

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
 ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
 ※生活年金共済（本人）加入が条件です。
 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金を支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。
 ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
 ※加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。
 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

告知内容

生活年金共済

本人
 【現在の就業状態】
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者
 【現在の健康状態】
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通
 【過去12ヵ月以内の健康状態】
 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》
 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

特定疾病保障保険

本人
 【現在の就業状態】
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者
 【現在の健康状態】
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通
 【過去3ヵ月以内の健康状態】
 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
 【過去5年以内の健康状態】
 申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

《別表》
 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

（がん・上皮内新生物保障特約について）
 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。
 【現在までの健康状態】
 申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。
 （注）特定疾病保障定期保険契約の責任開始期（加入・増額）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、責任開始期（加入・増額日）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00
-----------------------	---

生活年金共済

(年金払特約付障害特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

生活年金共済は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金形式にて）お支払いします
- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金としてお支払いします

受取方法

保険金受取は①一時金又は②年金形式

例) 本人 1,200万円加入の場合

①

当面の遺族の生活建て直し資金として一時金で受取った場合

年金原資 1,200万円

②

年金形式で5年間受取った場合

平均月額給付 約20.2万円 ×5年間

公的遺族年金

受取総額 約1,213万円

※年金開始後の配当金がある場合には、増加年金の買増に充当します。

※年金受取期間は年金受取人の希望により5年以上25年以内で選択できます。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

※基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)

※詳しくはP.10「年金払特約」をご覧ください。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

退職予定の方へ

- 退職日直前まで2年以上継続して「生活年金共済」に加入していた方は、退職後に「リレー定期保険」に、無告知・無診査で加入することができます。

※現職中の加入保険金額の範囲内で200、400、600、800万円から選択してください。生活年金共済を100万円コースでご加入いただいている方は加入できませんのでご注意ください。

※退職の3ヵ月前までに連絡が必要です。

※2年以上継続してご加入いただいている定年退職予定の方には詳細を、別途パンフレットでご案内します。定年退職以外の方は退職される3ヵ月前までに直接明治安田生命保険相互会社にお問合せください。
(045-253-3431)

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

第37回より、
暫定再任用会員の方についても、
新規加入・増額の
お手続きができるようになりました。



申込金額と保険料

【加入対象区分：本人・配偶者】

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	障害状態 (障害年金1級)のとき (障害保険金)	障害状態 (障害年金1級・2級)のとき (障害初期給付金)	月額保険料(概算)
本人 (15～64歳)	2,400万円	2,400万円	2,400万円	240万円	14,304円
	2,100万円	2,100万円	2,100万円	210万円	12,516円
	1,800万円	1,800万円	1,800万円	180万円	10,728円
	1,500万円	1,500万円	1,500万円	150万円	8,940円
	1,200万円	1,200万円	1,200万円	120万円	7,152円
	900万円	900万円	900万円	90万円	5,364円
	600万円	600万円	600万円	60万円	3,576円
	300万円	300万円	300万円	30万円	1,788円
配偶者 (18～70歳)	100万円	100万円	100万円	10万円	596円
	600万円	600万円	対象外	対象外	3,300円
	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円
	100万円	100万円	対象外	対象外	550円

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	障害状態 (障害年金1級)のとき (障害保険金)	障害状態 (障害年金1級・2級)のとき (障害初期給付金)	月額保険料(概算)
本人 (65～80歳)	2,400万円	2,400万円	対象外	対象外	13,200円
	2,100万円	2,100万円	対象外	対象外	11,550円
	1,800万円	1,800万円	対象外	対象外	9,900円
	1,500万円	1,500万円	対象外	対象外	8,250円
	1,200万円	1,200万円	対象外	対象外	6,600円
	900万円	900万円	対象外	対象外	4,950円
	600万円	600万円	対象外	対象外	3,300円
	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円
	100万円	100万円	対象外	対象外	550円

※保険料は年齢に関係ありません。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は600万円までで、本人と同額またはそれ以下の金額でお申込みください。(配偶者の方は令和8年2月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方が新規加入できます。)

※本制度は主契約（団体定期保険）と特約（年金払特約・障害特約）をセットしたものです。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

保険金等のお支払について、
該当ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

P10

特定疾病保障保険

新設

(代理請求特約[Y]付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

特定疾病保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容

- 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- 特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします

保障額

〔加入対象区分：本人・配偶者〕

保障区分	保 障 内 容	申 込 保 険 金 額		
		300万円	200万円	100万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	300万円	200万円	100万円
	特定疾病保険金(※1)			
	○死亡・所定の高度障害状態のとき			
	死亡・高度障害保険金(※1)			
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	150万円	100万円	50万円
	7大疾病保険金(※2)			
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	30万円	20万円	10万円
	がん・上皮内新生物保険金(※2)			

 (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。
<<リビング・ニーズ特約>>余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

保険金ごとの保障イメージ〈保険金額300万円の場合〉

保険金種類		お支払事由					
		死亡・高度障害	3大疾病（特定疾病）			その他の4疾病	上皮内新生物
			悪性新生物（がん）※	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で300万円					
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で150万円					
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で30万円					
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	450万円	150万円	30万円

(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

〈7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項〉

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

- 被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
7大疾病保険金 ※13	●悪性新生物（がん）	加入日(※)前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金		加入日(※)前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌（乳がん）」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日(※)以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

月額保険料

【加入対象区分:本人・配偶者】

保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額:300万円・200万円・100万円

(単位:円)

男 性									
本人・配偶者									
保険年齢	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳	411	150	36	274	100	24	137	50	12
16～20歳	534	195	39	356	130	26	178	65	13
21～25歳	687	210	39	458	140	26	229	70	13
26～30歳	702	240	42	468	160	28	234	80	14
31～35歳	849	315	48	566	210	32	283	105	16
36～40歳	1,122	405	60	748	270	40	374	135	20
41～45歳	1,524	585	90	1,016	390	60	508	195	30
46～50歳	2,493	1,020	141	1,662	680	94	831	340	47
51～55歳	4,086	1,620	216	2,724	1,080	144	1,362	540	72
56～60歳	6,354	2,760	372	4,236	1,840	248	2,118	920	124
61～65歳	9,861	4,395	681	6,574	2,930	454	3,287	1,465	227
66～70歳	14,562	6,345	1,044	9,708	4,230	696	4,854	2,115	348

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和8年2月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

女 性

(単位:円)

女 性									
本人・配偶者									
保険年齢	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳	396	165	36	264	110	24	132	55	12
16～20歳	459	195	45	306	130	30	153	65	15
21～25歳	534	225	75	356	150	50	178	75	25
26～30歳	657	300	96	438	200	64	219	100	32
31～35歳	903	435	135	602	290	90	301	145	45
36～40歳	1,290	660	183	860	440	122	430	220	61
41～45歳	1,848	1,095	240	1,232	730	160	616	365	80
46～50歳	2,310	1,425	300	1,540	950	200	770	475	100
51～55歳	2,997	1,815	309	1,998	1,210	206	999	605	103
56～60歳	3,675	2,415	357	2,450	1,610	238	1,225	805	119
61～65歳	5,184	2,865	483	3,456	1,910	322	1,728	955	161
66～70歳	6,822	3,825	543	4,548	2,550	362	2,274	1,275	181

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

各制度のお取扱いについて（共通部分）

保 険 期 間	1年間（令和8年2月1日～令和9年1月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
保 険 料	毎月の保険料は給与控除となります。（初回は2月より） ※給与控除できない等、2ヵ月続けて払込ができない場合は、失効となり次回更新日まで加入できません。
申 込 方 法	●新たにご加入を希望される方 告知内容をご確認のうえ、申込書に必要事項を記入・押印して提出してください。（医師等の診査は不要です。） ※保険料は給与控除となります。 ●現在ご加入の方 前年度と同じ内容で継続加入となります。（自動更新のため、手続き不要） 変更（増額、減額、脱退等）の方は、申込書を提出してください。 ●提出先 学校メール便で互助会へ提出してください。
継 続 加 入 の 取 扱 い	【生活年金共済】 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
自 動 更 新 の 取 扱 い	【特定疾病保障保険】 保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをいしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
配 当 金	【生活年金共済】 この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しの仕組みになっています。 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※中途脱退した場合（失効・退会）は配当金の還付はありません。 ※1月分保険料が未納の場合は配当金の計算ができないため配当が支払われなくなりますので、振替依頼書等で納付されている方は、特に未納にご注意ください。 【特定疾病保障保険】 この保険に配当金の還付はありません。
税 法 上 の 取 扱 い	・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ・本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ・高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
保険会社からの お願い・ご注意	<保険金・給付金のご請求について> ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。
個 人 情 報 に 関 する 取 扱 い に つ い て	<契約者と生命保険会社からのお知らせ> 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/ ）をご参照ください。 —死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください— 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

生活年金共済のお取扱いについて

高 度 障 害	◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
年 金 払 特 約	1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。（通増型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、逓増いたします。（逓増率単利5%） 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 5. 年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金、障害保険金および障害初期給付金（注1）の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。 （注1）障害初期給付金の年金払は、高度障害保険金または障害保険金が同時に支払われ、かつその全部が年金払となる場合のみお取り扱いします。		
保 険 金 の お 支 払 い	●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 ●障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日（*）以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。 ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。 ※特約の締結時（特約が更新された場合は最後の更新時）における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。 ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合（具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合）については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。 ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合 ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合 ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣（通常5年まで）のために日本の年金制度への加入が免除となる場合 ●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。		
お 支 払 い で き な い 場 合 に つ い て （ 解 除 ・ 免 責 等 ）	次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ① 被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
※この制度は、生命保険会社と締結した、年金払特約付障害特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

特定疾病保障保険のお取扱いについて

保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（※）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になったときにお支払いします。 （※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。		
高 度 障 害	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（※）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 （※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お 支 払 い で き な い 場 合 に つ い て (解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日（※）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） （※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		
リビ ング・ニ ーズ 特 約	【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 （1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 （2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。） 【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （3）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。		

代理請求特約 [Y] に つ い て	代理請求特約 [Y] の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く） ※保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 ※保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約 [Y] を付加することはできません。 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約 [Y] の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
そ の 他	保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。 ※この保険には満期保険金はありません。 ※この保険には自動振替貸付制度はありません。 ※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。
受 取 人	本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
年 金 払 特 約	1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です） 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の増増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の末払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、末払年金現価をお支払いします。 5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「ご契約いただく『年金保険』の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。
ご契約の詳細	ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。 【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】 ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について ●健康状態等の告知義務について ●保険金等をお支払いできない場合について ●解約と返戻金について ●契約内容の変更等について ●「生命保険契約者保護機構」について 【お取扱できない事項の例】 ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●保険料の払込方法の変更はできません 約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
※引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。
※この制度は生命保険会社と締結した（代理請求特約 [Y] 付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付）無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

MY-A-25-特疾-006763

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

生活年金共済(年金払特約付障害特約付団体定期保険)
特定疾病保障保険(代理請求特約[Y]付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている生活年金共済は、団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保 険 料	支払事由
生活年金共済	P2	P9	P3	P10
特定疾病保障保険	P2	P9	P5、7	P6、11

3. 配当金

生活年金共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。特定疾病保障保険は、配当金はありません。

4. 脱退による返戻金

生活年金共済、特定疾病保障保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

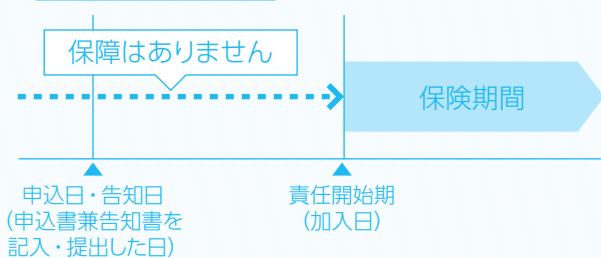
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

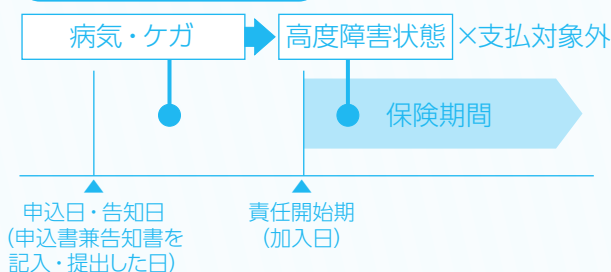


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■特定疾病保障保険について、責任開始期（加入日*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
生活年金共済（P10）、特定疾病保障保険（P6、P11）

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>）

6. ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
公法人第四部 法人営業第一部
ご照会窓口 045-253-3431
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9:00～17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■特定疾病保障保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。